



# 経営力向上計画に基づく 中小企業事業再編投資損失準備金 概要・手引き

令和6年9月

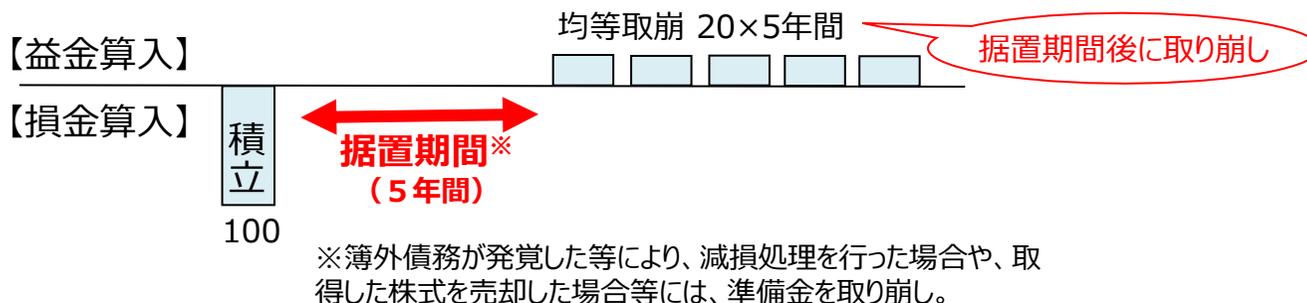
中小企業庁 財務課

# 中小企業事業再編投資損失準備金【制度の概要】

- 中小企業者のうち、令和9年3月31日までに事業承継等事前調査（実施する予定のDD※の内容）に関する事項が記載された経営力向上計画の認定を受けたものが、株式取得によってM&Aを実施する場合に（取得価額10億円以下に限る）株式等の取得価額として計上する金額（取得価額、手数料等）の一定割合の金額を準備金として積み立てた時は、その事業年度において損金算入できる制度です。

※DD（デュー・デリジェンス）：M&Aを実施するにあたって、買手企業が売手企業に対して、財務や法務の状況について詳細に調査すること。

- ◆M&A実施時：買手企業は、株式等の取得対価の70%以下の金額を準備金として積み立て ⇒ 積立額を損金算入
- ◆取崩要件該当時：減損や株式売却等を行った場合は、準備金を取り崩す ⇒ 取崩額を益金算入
- ◆5年経過後：措置期間後の5年間にかけて均等額で準備金を取り崩す ⇒ 取崩額を益金算入



※本税制において、一定の表明保証保険契約を締結している場合は、対象外です。

具体的には、株式等の売買契約における売主表明事項（売主から表明された当該売主又は当該株式等を発行した法人の法務に関する事項、財務に関する事項、税務に関する事項、労務に関する事項その他の事項をいう。）につき正確でない、又は真実でない事実があり、当該売主表明事項と異なる事実が生じたことによつてその取得をした法人に損害が生じた場合に保険金を支払う定めのある保険（当該損害により支払われることとされている保険金の限度額が5億円を超えるものに限る。）を指します。 1

# 本税制の対象となる中小企業

- 本税制の活用にあたっては、中小企業等経営強化法に基づく「**経営力向上計画**」の認定が必要となっており、当該計画については、「①**特定事業者等**」に該当する事業者のみ提出が可能となります。
- その上で、税制の適用を受けるためには、租税特別措置法上の「②**中小企業者**」に該当する必要があります。

## ①②両方の要件を満たす必要あり

### ①「特定事業者等」 (中小企業等経営強化法)

- ・常時使用する従業員数が2,000人以下の法人または個人
- ・協同組合等※

### ②「中小企業者」 (租税特別措置法)

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
  - ・資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ただし、大企業の子会社等に該当する場合は対象外となる等の要件がございます。詳しくは、「[中小企業税制<令和5年度版>](#)」の中小企業事業再編投資損失準備金のページをご確認ください。

# 準備金の積立（中小企業事業再編投資損失準備金） 【要件等】

## 事業承継等事前調査とは

- M&Aによる買手側が売手側に対して行う調査で、**法務、財務、税務**等の観点から、引き継ぐ経営資源について**損害が生ずるおそれがないか調査を行うもので、一般的にデュー・デリジェンス（DD）**と呼ばれています。
- 認定にあたっては、十分な事前調査を実施する予定かどうか、「**事業承継等事前調査チェックシート**」を元に確認を行いますので、計画申請時にチェックシートについても提出ください。

## 計画申請時にチェックシート（イメージ）

事業承継等事前調査 チェックリスト（財務・税務DD）

大項目	中項目	小項目	一般調査項目例	実施予定	実施予定でない場合はその理由
財務 D D ・ 税	1. 貸借対照表	①現預金	残高、残高の引き出し制限等、現金管理状況、資金繰り 等	○	
		②売上債権	売上上の売上債権、取引先との取引条件、売上債権の回収可能性、売上管理の状況、変更手形の裏書・割引 等	○	
		③棚卸資産	棚卸資産の評価基準、評価の妥当性、仕掛品の評価・測定方法、在庫残に実地確認の差異、重要な棚卸資産の毀損 等	○	
		④有形固定資産	取得の方法、取得の妥当性や取得予定にかかるコスト（土壌汚染、建物の評価・残存期間等）、（不動産については）担保提供の状況、重要な有形固定資産の毀損 等	○	
		⑤無形固定資産	買収性、契約書等、減価償却方法、評価の妥当性 等	○	
		⑥リース取引	会計処理基準、契約内容 等	○	
		⑦有価証券	取得方針、残高、評価の妥当性、（株券が発行されているものについては）現物管理 等	○	
		⑧デリバティブ取引	取引の有無、会計方針、契約内容、評価の妥当性 等	○	
		⑨貸付金等	契約内容、貸付金等の回収可能性、（役員・関係会社に対する貸付金等がある場合には）取引条件の妥当性 等	○	
		⑩敷金・保証金	取得内容、敷金・保証金の回収可能性 等	○	
		⑪その他の資産	その他の資産の有無、会計方針、買収性・評価の妥当性 等	○	
		⑫仕入債権	仕入の計上基準、仕入先との取引条件、支払管理の状況 等	○	
		⑬有利子負債	借入条件（担保状況等含む）、残高、（役員・関係会社からの借入等がある場合には）取引条件の妥当性 等	○	
		⑭繰上引当金	繰上引当金の有無、（繰上引当金の繰上引当金の発生に）計上根拠の妥当性 等	○	
		⑮その他の負債	その他の負債の有無、会計方針、明細性 等	○	
⑯役員債	役員債の発生要領、（定款・議事録・取締役会（取締役会等））発行済株式の株主名簿、（自己株式がある場合には）保有目的・処理方法の妥当性、継続株式・新株予約権の有無 等	○			
⑰注記等	会計方針・重要事項、債務保証等のオフバランス項目・その他の影響 等	○			

## 行為類型

- **他の特定事業者等※1の株式等を取得するもの※2**であって、**事業の承継を伴う※3**もの
- ※1 **特定事業者等とは経営強化法上の特定事業者等（P2左図）を指します。**
- ※2 **事業譲渡や合併**などは、準備金の積立については**対象外**です。
- ※3 「事業の承継を伴う」取組みであることが必要であり、実質的**事業の承継**といえないものは除かれます。

### <対象外となるケースの具体例>

- 同一の者に支配された法人間（グループ間）での事業の移転
- 親族内での株式移転

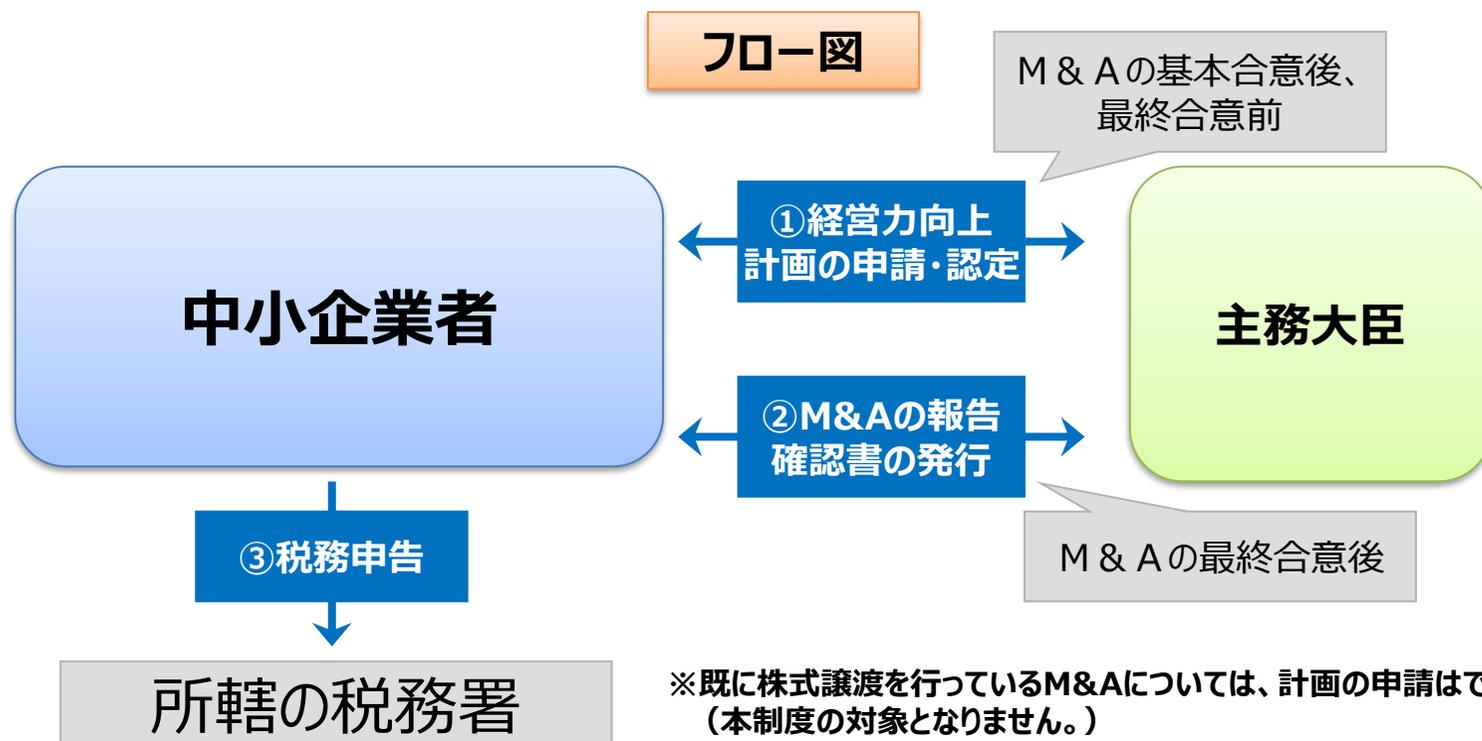
※グループ内、親族内の考え方については、「[中小企業事業再編投資損失準備金 Q&A](#)」を参照。

## 取崩要件

- 経営力向上計画の認定を取り消された場合（全額）
  - 取得した株式を売却等を行うことで所有しなくなった場合（全額または相当分）
  - 株式を取得した法人が合併により合併法人に当該株式を移転した場合（全額）
  - 取得した株式を発行する法人が解散した場合（全額）
  - 取得した株式の帳簿価額を減額した場合（相当分）
  - 株式を取得した法人が解散した場合（全額）
  - 株式を取得した法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は取り止めた場合（全額）
  - 支払限度額が5億円超の表明保証保険契約（※）を締結した場合（全額）
- ※表明保証保険契約の定義はP6を参照
- それ以外の場合において準備金を取り崩した場合（相当分） 3

# 準備金の積立（中小企業事業再編投資損失準備金） 【申請の流れ】

- ① M&Aの相手方が決まったタイミング（基本合意後等）で、経営力向上の内容に**株式取得**を含み、かつ**事業承継等事前調査の内容を記載した経営力向上計画を策定し、主務大臣の認定を受けてください**。申請時に、併せて「**事業承継等事前調査チェックシート**」を作成し、添付してください。
- ② 認定計画の内容に従って**株式取得を実行した後、主務大臣に対して事業承継等を実施したこと及び事業承継等事前調査の内容について報告し、確認書の交付を受けてください**。
- ③ 税法上の要件を満たす場合には、税務申告において準備金積立額について損金算入ができます。税務申告に際しては、①の申請書、①の認定書、②の確認書（いずれも写し）を添付してください。



※既に株式譲渡を行っているM&Aについては、計画の申請はできません。  
（本制度の対象となりません。）

※事業承継等事前調査の実施は、計画の認定前後を問いません。ただし、最終合意前に事業承継等事前調査を終了する必要があります。（次ページ参照）

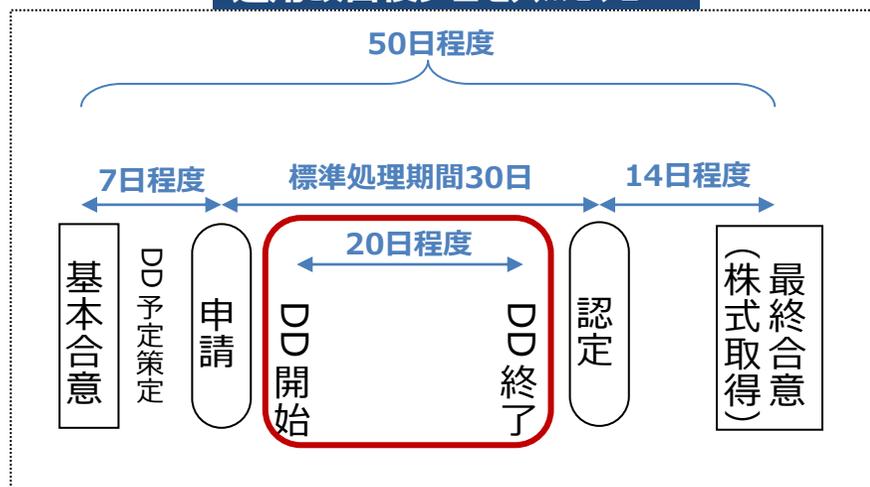
# 中小企業事業再編投資損失準備金における計画認定に係る運用改善

- 中小企業のM&Aの現場では、基本合意から最終合意までの期間をできる限り短くすることが求められます。
- 実態を踏まえて、令和6年度税制改正において、経営力向上計画の認定手続きにおける運用が改善されることとなりました。具体的には、経営力向上計画の認定前に事業承継等事前調査（デューデリジェンス（DD））を実施することが可能となりました。

## 運用改善前プロセス※1



## 運用改善後プロセス※1、2



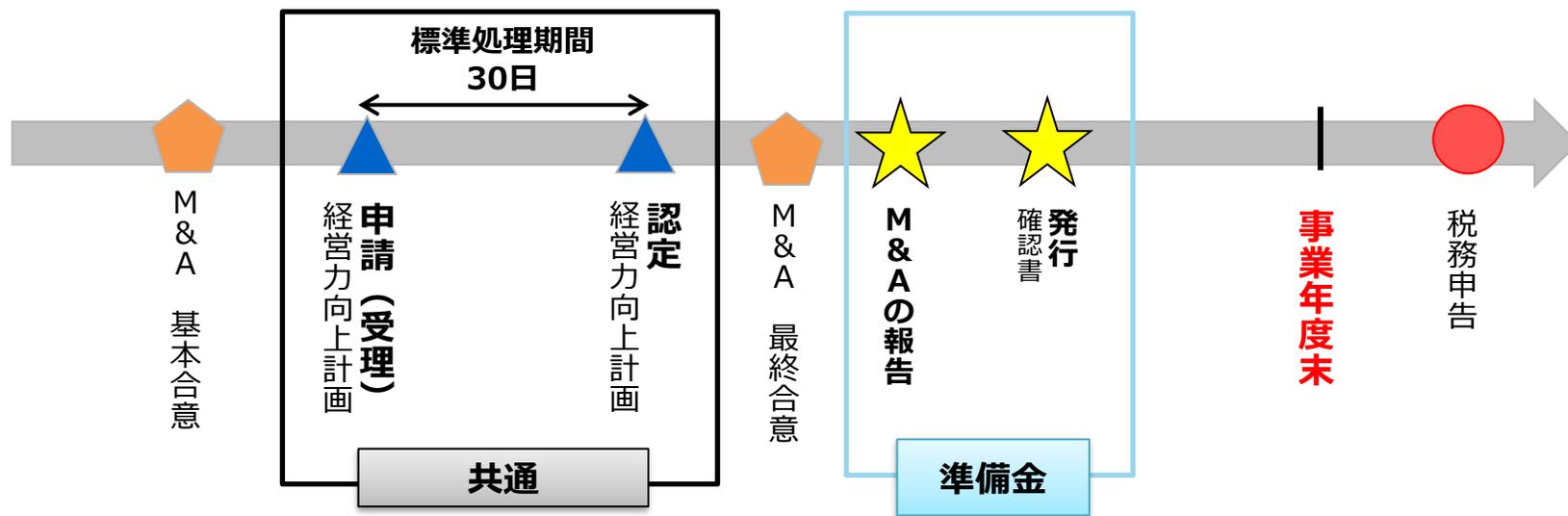
## 令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）51頁抜粋

中小企業等経営強化法の経営力向上計画（事業承継等事前調査に関する事項の記載があるものに限る。）の認定手続きについて、その事業承継等に係る事業承継等事前調査が終了した後（最終合意前に限る。）においてもその経営力向上計画の認定ができることとする運用の改善を行う。

※1 実際のプロセスの期間は個別の事案による。

※2 認定後にDD終了、もしくは、認定後にDD開始でもかまわない。

# 【参考】 中小企業事業再編投資損失準備金を活用する場合の申請一覧



## 準備金

- ・経営力向上計画の「6.経営力向上の内容」に、M&Aによりどのように経営力を高めるか記載する
- ・経営力向上計画の「10.事業承継等事前調査に関する事項」に実施するDDの内容を記載し、「事業承継等事前調査チェックシート」を添付

- ・M&Aの実施後速やかに、様式4を用いて、事業承継等・事業承継等事前調査の内容について報告。
- ・税務申告までに、主務大臣から確認書を受領

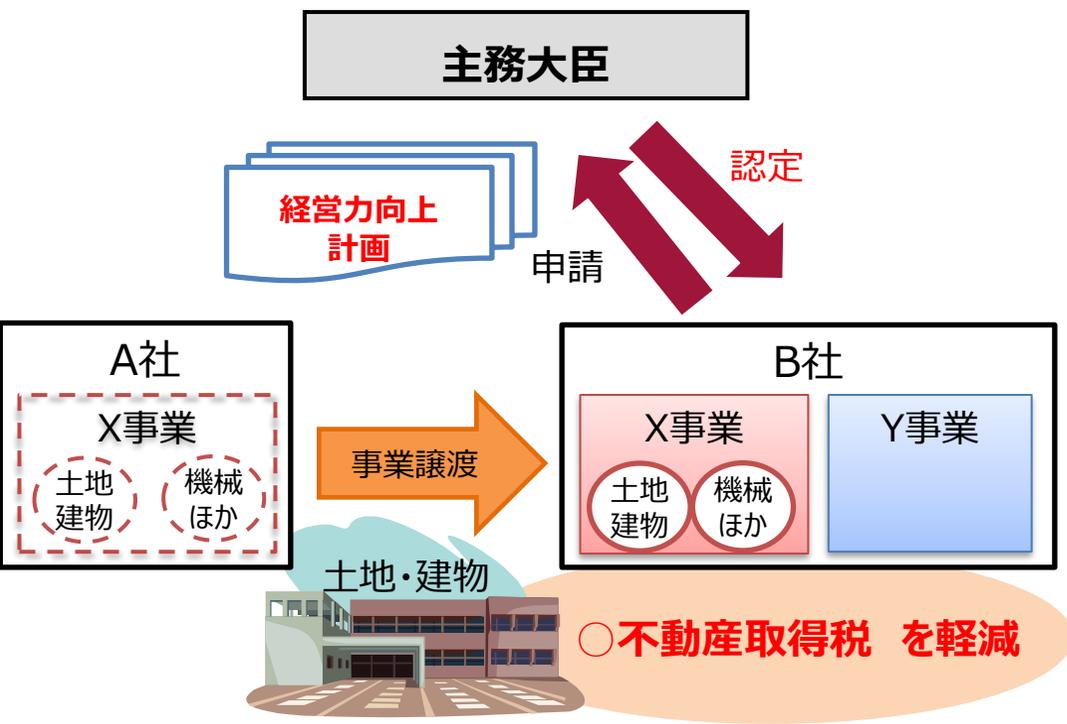
※必ずしも事業年度内である必要はない

- ・税務申告時には、経営力向上計画の申請書の写し、認定書の写し及び確認書の写しを添付

# 【参考】不動産取得税の特例

- 経営力向上計画に基づき事業譲渡を実施する場合、土地・建物に係る不動産取得税の軽減措置を活用できます。

【適用期限：令和7年度末まで】



## ＜不動産取得税の税率＞

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※2)
土地 住宅	3.0%※1	2.5% (1/6減額相当)
住宅以外の 家屋	4.0%	3.3% (1/6減額相当)

※1 令和9年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されている。(住宅以外の建物を取得した場合は4.0%)

※2 合併・一定の会社分割の場合は非課税

## 【参考】不動産取得税の特例（申請の流れ）

- ① M&Aの相手方が決まったタイミング（基本合意後等）で、経営力向上の内容に事業譲渡を含み、かつ後継者不在により事業継続が困難な中小企業からの事業承継等を含む経営力向上計画を策定し、主務大臣の認定を受ける。  
→対象となる不動産が所在する都道府県を経由して主務大臣に提出する。
- ② 認定計画の内容に従って事業譲渡を実行した後不動産の取得に係る申告の際に、認定書の写しを添付。これにより、不動産取得税の軽減が適用される。

